

個人市・県民税の非課税について

住民税は「均等割」と「所得割」の2つの計算区分で構成されています。

そのため、「均等割」と「所得割」の両方が非課税の場合と、「所得割」のみ非課税場合があります。

- ▶ 均等割：一定の所得を超えた方に、一律の金額がかかるもの
- ▶ 所得割：所得に対して税率をかけたもの

■ 均等割と所得割どちらも非課税（年税額：0円）

1. その年の1月1日現在、生活扶助を受けている方
2. 障害者・未成年・寡婦・ひとり親であって、前年の合計所得金額が135万円以下の方

※ 給与収入のみ：2,044,000円未満

年金収入のみ：65歳未満2,166,667円以下、65歳以上2,450,000円以下

3. 前年の合計所得金額が非課税範囲の方

控除対象配偶者 又は扶養親族の計	合計所得金額	給与収入のみ	年金収入のみ（年齢は1/1時点）	
			65歳未満	65歳以上
0人	380,000円以下	930,000円以下	980,000円以下	1,480,000円以下
1人	828,000円以下	1,378,000円以下	1,470,667円以下	1,928,000円以下
2人	1,108,000円以下	1,683,000円以下	1,844,001円以下	2,208,000円以下
3人	1,388,000円以下	2,100,000円未満	2,217,334円以下	2,488,000円以下
4人	1,668,000円以下	2,500,000円未満	2,590,667円以下	2,768,000円以下
5人	1,948,000円以下	2,900,000円未満	2,964,001円以下	3,048,000円以下

6名以上：28万円×（本人＋同一生計配偶者＋扶養親族）＋10万円＋加算額16.8万円

■ 所得割のみ非課税（年税額：6,000円）

前年の総所得金額等が非課税範囲の方

控除対象配偶者 又は扶養親族の計	総所得金額等	給与収入	年金収入のみ（年齢は1/1時点）	
			65歳未満	65歳以上
0人	450,000円以下	1,000,000円以下	1,050,000円以下	1,550,000円以下
1人	1,120,000円以下	1,704,000円未満	1,860,001円以下	2,220,000円以下
2人	1,470,000円以下	2,216,000円未満	2,326,667円以下	2,570,000円以下
3人	1,820,000円以下	2,716,000円未満	2,793,334円以下	2,920,000円以下
4人	2,170,000円以下	3,216,000円未満	3,260,001円以下	3,270,000円以下
5人	2,520,000円以下	3,704,000円未満	3,726,667円以下	3,726,667円以下

6名以上：35万円×（本人＋同一生計配偶者＋扶養親族）＋10万円＋加算額32万円